○外務省告示第四百八十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十一年八月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十一年九月十七日

外務大臣　中曽根弘文

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成21年8月27日	2009年7月9日	TH9653253

○厚生労働省農林水産省告示第四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、社団法人日本惣菜協会から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月十七日

厚生労働大臣　舛添　要一

農林水産大臣　石破　茂

一　変更前の事務所の所在地
　東京都千代田区一番町十番地六
二　変更後の事務所の所在地
　東京都千代田区麹町四丁目五番地十
三　変更の時期
　平成十七年二月二十八日

○農林水産省告示第千三百三十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

宮城県土平地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

宮城県岩沼市志賀

字土平　六八番　標柱一号
　六六番　標柱二号
　五六番一　標柱三号
　三八番一　標柱四号
　三九番一　標柱五号
　三五番　標柱六号
　一〇八番　標柱七号
　一一〇番一　標柱八号
　一〇〇番　標柱九号
　九四番　標柱十号
　九〇番二　標柱十一号
　八〇番　標柱十二号
　七六番　標柱十三号
　標柱十四号

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字河合五六二の一、五六二の二、五六四の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　大字河合五六二の一（次の図に示す部分に限る。）、五六二の二、五六四の四
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字小橡六八〇の二、六九一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字小堂峯九九八の一〇から九九八の一二、字中平九九九、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇五の一、一〇〇五の二、一〇〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八、字櫓山一一〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小堂峯九九八の一〇・九九八の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字中平一〇〇七の一、一〇〇八・字櫓山一一〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字湯川字竹垣内六三六の一、六三六の四、六三六の七、六五二の五、六七六の一、六七六の四、六七六の五・六七六の六・六八五の一・六八五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月十七日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町三越字細木尾二六八六、二六八七、二六八八（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字細木尾二六八八（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。